**石綿（アスベスト）に関するチェックシート**

建築物その他工作物（建築物等）を解体し、改造し、又は補修をする作業を伴う建設工事（以下、解体等工事とする。）を行う前に、石綿に関する事前調査を行うことが、大気汚染防止法により受注者又は自主施工者に義務付けられています。

**本件は、解体等工事を行う際に必要な石綿の事前調査内容に関するチェック項目です。解体等工事を伴う場合、作業の特定建設作業届出書の添付資料として届出時にご提出ください。**なお本件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書を提出している場合、同届出の別表１から３までのいずれか１枚の写しに代えることができます。

**１　当該工事は、解体・改修を伴う工事か。**　□はい　　□いいえ（以降の記入不要）

**２　工事を行う建築物等の構造は何か。**

□木造　　□軽量鉄骨　□重量鉄骨　□RC造　　□SRC造　　□その他（　　　）

※当該工事が「平成18年9月1日以降に設置、改造又は補修工事に着手した建築物等」の解体・改修である場合、以降の記入は不要です。

**３　解体等工事を行う建築物等の※竣工年月はいつか。**

昭和・平成・その他（　　　）　　　年　　月

**４　石綿の使用状況について調査を行ったか。**□はい　□いいえ

　　　石綿とは、石綿0.1重量％を超えて含有する建築材料を指します。

**５　石綿の使用状況はどのような方法で調査したか。**

□図面等の書類

□目　視（全ての階の天井及び天井裏、壁、階段裏、機械室、立体駐車場の天井、柱、梁、カーテンウォールの裏など）

□含有分析（分析結果の写しを添付してください）

**※6種類の石綿を対象に調査を行ったか。**　□はい　□いいえ

※クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

尾張県民事務所環境保全課宛に、

作業区画の隔離を行う中14日前までに大気汚染防止法に基づく

「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出してください。）

(大気汚染防止法第18条の17)

（大気汚染防止法第18条の15）

**６　石綿の使用状況を調査した結果はどうだったか。**

□石綿の使用はなかった

□石綿含有吹付け材があった

□石綿含有断熱材、保温材または耐火被覆材があった

□石綿含有成形板があった　　　　湿潤化し手ばらしするなど、飛散防止対策に注意すること。

**７　発注者に対して、上記４～６の調査結果を書面で説明し、また、事前調査結果を当該**

**工事現場の、公衆に見やすい場所に看板で掲示する準備をしているか。**

□発注者へ書面で説明し、掲示の準備をしている

□発注者へ書面で説明のみ行った

発注者への書面説明と、調査結果の見やすい場所への掲示は、法律で義務付けられています。必ず実施してください。（大気汚染防止法第18条の15）

□掲示の準備のみしている

□今後実施する予定